



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 盛武 隆
 編集人 山口 秀子
 大津市京町三丁目4-22 (滋賀会館3階)
 発行日 (月刊)
 平成17年6月10日

平成17年度定時総会開催

平成17年度滋賀県行政書士会定時総会が、5月28日(土)午後1時30分より大津プリンスホテルにおいて開催された。

冒頭、司会の永井理事より、全会員404名中、出席者86名・委任状提出者181名計267名の出席により、本総会が有効に成立した旨報告があり、開会が宣言された。

本年は6名の物故会員があり全員で黙祷した後、小島会長職務代行者の挨拶があり、また行政書士制度55周年という記念の年にあたり、知事表彰3名・会長表彰19名と、多くの方が功労者として表彰された。

次に、國松知事の「県民との架け橋として県政の発展に貢献して下さい」との祝辞が馬場総務部長により代読された後、議長に選任された若杉会員が議長席につき、議案審議にはいった。諸議案が迅速かつ慎重に審議され、可決承認された後、休憩を挟み、第8号議案について、若杉議長から説明が行われた。

会長選挙については、鈴木選挙管理委員長に進行を委ね、8名の立会人のもと投票が行われた。

その結果、盛武隆会員が新会長に選任され、続いて、別室にて行われた役員選考委員会の結果、新役員及び綱紀委員を選任、賛成多数により承認された後、新役員を代表して盛武新会長より「会員へのサービス向上を目指し会を運営していく」との挨拶があり、小山副会長が閉会を宣し本年度総会を閉会した。(文責 菅井 智子)



会長就任のご挨拶

会長 盛武 隆



この度、定時総会において会長に選任されました。行政書士制度55周年目という歴史と、これまで歴代の会長ならびに役員各位が築かれてきた偉大な業績、さらに会員各位の期待の大きさを考えるとき、その責任の重さを改めて痛感しております。

とはいえ、定時総会で承認された事業計画については、直ちに実行に移し、その目的を達成することが求められており、会の運営は一刻の停滞も許されないものと承知しております。微力ではございますが行政書士制度発展のため役員一同専心努力いたす所存でございますので、会員各位におかれましてはなにとぞ従前同様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、組織運営は会員各位のご協力なくして所期の目的を達成することができません。理事会において担当役員等の人事が確定次第、各支部に役員が出向き、会員各位から直面する諸問題や要望を詳細にお聞きすることが行政書士を取り巻く最前線の現状と課題を把握する最善策であろうと考えておりますのでご協力をお願い致します。

そのうえで行政書士の抱える諸課題を項目整理し、まず役員が率先して該当会員と共に関係団体、業界団体、行政機関等を訪問し、連携を密にして良好な市場環境を形成することにより、会員各位の市民・企業サービスの向上に資することが喫緊の課題であろうと考えています。

本年度は予算措置がありませんが、所信で表明させて頂いた「わいがやクラブ」に自由に会員各位がご参加頂き、滋賀会の運営に関すること、諸問題等のご意見をいただくとともに、課題を共有する会員がグループを形成し、組織運営に関する評価も承り、それに対して感度の良い反応を示すことができる役員を育成し、柔軟な組織運営の土壌を創出することが具体的な施策であろうと考えております。

さらには現在のホームページを充実して、あらゆる情報をリアルタイムで会員に提供する仕組みづくりを考えております。当面する課題は山積しておりますが、ひとつひとつ着実に解決してまいり所存でございますので、再度会員各位が積極的に参加されることを切望して、会長就任のご挨拶と致します。

時代の変革に遅れぬように

日政連滋賀県支部幹事長 江南 久詞

日政連滋賀県支部の定期大会が、滋賀県行政書士会の定時総会に続いて開催され、出席された会員の皆様の真摯で慎重なる審議により、平成17年度運動方針・予算等が原案どおり総て承認可決されました。改めまして皆様のご協力に感謝申し上げます。

さて、皆様ご承知のように、行政書士を取り巻く周辺の社会環境は、規制改革による競争激化、IT化社会、司法制度改革への対応等、厳しいものがあります。

また、総務省が今年3月末に出した「新地方改革指針」(集中改革プラン)で、民間委託の推進・情報公開の促進や議会の役割の強化を打ち出しています。これらの諸課題に対し、行政書士は常

に研鑽に努め、住民の要請に添えていかなければなりません。このようなことから、日政連滋賀県支部では以下のような運動方針により活動を行ってまいります。

- ① 組織の強化と財政の確立
政治連盟未加入者の参加を促し、全国組織の日政連と連携し、組織の強化、財政の確立を図ります。
- ② 議会議員に対するPR活動と支援活動
中央、地方の議員さんへのPR活動を積極的に行い、より多くの議員さん方のバックアップをいただくと共に議員さんへの支援活動を行う。また地方議会議員協議会の議員さんとの連携を行う。
- ③ 行政書士法改正の推進
ADRを含め、議員立法である法改正の実現を図るため支部では中央・地方の議員さんに対し、制度確立への理解を得て、法改正の側面支援を求めます。